

○宗像市総合計画等推進委員会規則

平成 27 年 12 月 28 日

規則第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成 15 年宗像市条例第 21 号）により設置された宗像市総合計画等推進委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、10 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民代表
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者を委員会の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経営企画部経営企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。